不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

東京ビルディング 20 階

産業ファンド投資法人

代表者名 執 行 役 員 倉 都 康 行 (コード番号 3249)

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 辻 徹 問合せ先 インダストリアル本部長 深 井 聡 明 TEL. 03-5293-7091 E-mail:iif-3249.ir@mc-ubs.com

投資口の分割及び規約の一部変更に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の本投資法人役員会において、以下のとおり投資口の分割及び規約の一部変更を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 分割の目的

投資口の分割によって投資口の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整備し、さらなる投資家層の拡大を図ることを目的としています。

2. 分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年12月31日を基準日として、同日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する本投資法人の投資口を、1口につき、2口の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する投資口数等

① 分割前の本投資法人発行済投資口数 : 165,532 口② 今回の分割により増加する投資口数 : 165,532 口③ 分割後の本投資法人発行済投資口数 : 331,064 口④ 分割後の発行可能投資口総口数 : 8,000,000 口

(3) 分割の日程

- ① 基 準 日 公 告 日 平成26年12月1日(月)(予定)
- ② 基 準 日 平成 26 年 12 月 31 日 (水) (注)
- ③ 効 力 発 生 日 平成27年1月1日(木)
- (注) 同日は投資主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 26 年 12 月 30 日 (火) となります。なお、東京証券取引所での権利付き最終取引日は平成 26 年 12 月 25 日 (木) を予定しております。

3. 規約の一部変更について

(1)変更の理由

投資口の分割の割合に応じて、本投資法人の規約に定める発行可能投資口総口数を増加させるものです。

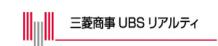
(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現行規約	変更後規約
	2222000
第5条(発行可能投資口総口数等)	第5条(発行可能投資口総口数等)
1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、400万	1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、800万
<u>ロ</u> とする。	<u>ロ</u> とする。
(以下、記載省略)	(以下、記載省略(注))

(注) 平成26年9月30日に開催予定の第5回投資主総会において、投資信託及び投資法人に関する法律第93条の2及び同法第140条所定の投資主の賛成が得られることを条件として、本項以外の規約が一部変更となる予定です。詳細については、本日付「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。





(3) 変更の日程

規約変更の効力発生日 平成27年1月1日(木)

(4)変更手続き

投資信託及び投資法人に関する法律第81条の3第2項により準用される会社法第184条第2項の規定に基づき、投資主総会の決議によらず、本投資法人役員会の決議により本投資法人の規約を一部変更します。

4. 予想分配金について

本日付で公表した「平成 26 年 6 月期決算短信 (REIT)」に記載の平成 26 年 12 月期の運用状況の予想をご参照ください。

以上

本投資法人のホームページ: http://www.iif-reit.com/